

119	62				
120	62				
121	62				
122	62				
123	<u>62</u>				
124	<u>62</u>				
125	63				
126	63				
127	63				
128	<u>63</u>				
129	<u>63</u>				
130	<u>63</u>				
131	64				
132	64				
133	<u>64</u>				
134	<u>64</u>				
135	<u>64</u>				
136	<u>64</u>				
137	65				
138	65				
139	<u>65</u>	略	略	略	略
140	<u>65</u>				
141	<u>65</u>				
142	66				
143	66				
144	66				
145	<u>66</u>				
146	<u>66</u>				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	<u>67</u>				
153	68	略	略	略	略

119	62				
120	62				
121	62				
122	62				
123	<u>63</u>				
124	<u>63</u>				
125	63				
126	63				
127	63				
128	<u>64</u>				
129	<u>64</u>				
130	<u>64</u>				
131	64				
132	64				
133	<u>65</u>				
134	<u>65</u>				
135	<u>65</u>				
136	<u>65</u>				
137	65				
138	65				
139	<u>66</u>	略	略	略	略
140	<u>66</u>				
141	<u>66</u>				
142	66				
143	66				
144	66				
145	<u>67</u>				
146	<u>67</u>				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	<u>68</u>				
153	68	略	略	略	略

二 示 教育職給料表(二)昇格時号給対応表及び
小学校・中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の 前 に 受 け 取 り た 号 給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	特2級	3級		4級				
			2級から の昇格 の場合	特 か 昇 格 の 場 合					
1	1	略	略	略	略				
2	1								
3	1								
4	1								
103	<u>65</u>	略	略	略	略				
104	66								
105	66								
106	66								
107	66								
108	66								
109	<u>66</u>								
110	<u>66</u>								
111	67								
112	67								
113	67								
114	67								
115	<u>67</u>								
116	<u>67</u>								
117	<u>67</u>								
118	68								
119	68								
120	68								
121	<u>68</u>								
122	<u>68</u>								
123	<u>68</u>								
124	<u>68</u>								
125	<u>69</u>								
157						略	略	略	略

二 示 教育職給料表(二)昇格時号給対応表及び
小学校・中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の 前 に 受 け 取 り た 号 給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	特2級	3級		4級				
			2級から の昇格 の場合	特 か 昇 格 の 場 合					
1	1	略	略	略	略				
2	1								
3	1								
4	1								
103	<u>66</u>	略	略	略	略				
104	66								
105	66								
106	66								
107	66								
108	66								
109	<u>67</u>								
110	<u>67</u>								
111	67								
112	67								
113	67								
114	67								
115	<u>68</u>								
116	<u>68</u>								
117	<u>68</u>								
118	68								
119	68								
120	68								
121	<u>69</u>								
122	<u>69</u>								
123	<u>70</u>								
124	<u>70</u>								
125	<u>71</u>								
157						略	略	略	略

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日付の 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級		
1	1	1	略	略		
2	1	1				
3	1	1				
4	1	1				
83	42	33	略	略		
84	42	33				
85	43	34				
86	43	34				
87	44	34				
88	44	34				
89	45	35				
90	46	35				
91	47	35				
92	48	35				
93	49	36				
94	50	36				
95	51	36				
96	52	36				
97	53	37				
98	53	37				
99	54	37				
100	54	38				
101	55	38				
102	55	38				
103	56	39				
104	56	39				
105	57	39				
106	57	39				
107	58	40				
108	58	40				
109	59	40				
110	59	40				
111	60	41				
121	63	43			略	略

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日付の 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級		
1	1	1	略	略		
2	1	1				
3	1	1				
4	1	1				
83	42	33	略	略		
84	42	34				
85	43	34				
86	43	34				
87	44	35				
88	44	35				
89	45	35				
90	46	36				
91	47	36				
92	48	36				
93	49	37				
94	50	37				
95	51	37				
96	52	37				
97	53	38				
98	54	38				
99	55	38				
100	56	38				
101	57	39				
102	57	39				
103	57	39				
104	58	39				
105	58	39				
106	58	40				
107	59	40				
108	59	40				
109	59	40				
110	60	40				
111	60	41				
121	63	43			略	略

ト 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前号給	昇格した日の 後号給	昇格後の号給		
		2級	3級	4級
1	1	略	略	略
2	1			
3	1			
4	1			
<hr/>				
50	28	略	略	略
51	28			
52	29			
53	29			
54	29			
55	29			
56	30			
57	30			
58	30			
59	30			
60	31			
61	31			
62	31			
63	31			
64	32			
65	32			
66				
97		略	略	略

チ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前号給	昇格した日の 後号給	昇格後の号給					
		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	略	略	略	略	略	略
2	1						
3	1						
4	1						
<hr/>							
57	33	略	略	略	略	略	略
58	33						
59	34						
60	34						
61	35						
62	35						
63	36						
64	36						
65	37						

ト 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前号給	昇格した日の 後号給	昇格後の号給		
		2級	3級	4級
1	1	略	略	略
2	1			
3	1			
4	1			
<hr/>				
50	28	略	略	略
51	29			
52	29			
53	29			
54	30			
55	30			
56	30			
57	31			
58	31			
59	31			
60	32			
61	32			
62	32			
63	33			
64	33			
65	33			
66				
97		略	略	略

チ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前号給	昇格した日の 後号給	昇格後の号給					
		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	略	略	略	略	略	略
2	1						
3	1						
4	1						
<hr/>							
57	33	略	略	略	略	略	略
58	34						
59	35						
60	36						
61	37						
62	37						
63	38						
64	38						
65	39						

66	38					
67	39					
68	40					
113		略	略	略	略	略

リ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	略	略	略	略	略
2	1					
3	1					
4	1					

101	77	略	略	略	略	略
102	77					
103	78					
104	78					
105	79					
106	79					
107	80					
108	80					
109	81					
110	81					
111	81					
112	81					
113	82					
114	82					
115	82					
116	82					
117	83					
118	83					
119	83					
120	83					
121	84					
169	97	略	略	略	略	略

66	39					
67	40					
68	40					
113		略	略	略	略	略

リ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	略	略	略	略	略
2	1					
3	1					
4	1					

101	77	略	略	略	略	略
102	78					
103	79					
104	80					
105	81					
106	81					
107	81					
108	81					
109	81					
110	82					
111	82					
112	82					
113	82					
114	82					
115	83					
116	83					
117	83					
118	83					
119	83					
120	84					
121	84					
169	97	略	略	略	略	略

初任給調整手当に関する規則新旧対照表（別紙）

新

旧

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	414,300 ^円	368,400 ^円	308,300 ^円	50,700 ^円	30,000 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	48,900	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	47,100	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	45,300	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	43,500	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	41,700	
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	39,900	
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	38,100	
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	36,300	
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	34,900	
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	33,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	32,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	30,700	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	29,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	27,900	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	26,500	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	25,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	25,300	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	24,300	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	23,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	263,800	222,900	23,100	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	243,000	205,300	22,500	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	222,600	188,200	21,900	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	202,200	170,900	21,100	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	181,400	153,300	20,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	159,500	135,300	20,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	137,600	117,000	19,800	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	115,900	99,100	18,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	84,000	73,100	18,000	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	54,200	48,800	17,300	

備考 略

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	413,800 ^円	368,000 ^円	308,000 ^円	50,600 ^円	30,000 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	368,000	308,000	48,800	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	368,000	308,000	47,000	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	368,000	308,000	45,200	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	368,000	308,000	43,400	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	368,000	308,000	41,600	
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	368,000	308,000	39,800	
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	368,000	308,000	38,000	
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	368,000	308,000	36,200	
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	368,000	308,000	34,800	
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	368,000	308,000	33,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	364,000	304,700	32,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	360,000	301,400	30,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	356,000	298,100	29,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	352,000	294,800	27,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	348,000	291,500	26,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	331,100	277,700	25,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	313,900	263,700	25,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	297,200	250,200	24,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	280,300	236,300	23,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,400	263,400	222,600	23,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,700	242,600	205,000	22,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,500	222,200	187,900	21,800	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,100	201,800	170,600	21,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,300	181,000	153,000	20,700	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,500	159,100	135,000	20,300	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,600	137,200	116,700	19,700	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,000	115,500	98,800	18,800	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,900	83,600	72,800	17,900	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,600	53,800	48,500	17,200	

備考 略

新	旧
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が定めるものとする。ただし、各任命権者は、その所属の給与条例第十九条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五以上百分の百九十以下 (特定幹部職員にあつては、百分の百四十一以上百分の二百三十以下)</p> <p>二 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五以上百分の百十五未満 (特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満)</p> <p>三 勤務成績が良好な職員 百分の九十二(特定幹部職員にあつては、百分の百十二)</p> <p>四 勤務成績が良好でない職員 百分の九十二未満(特定幹部職員にあ</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が定めるものとする。ただし、各任命権者は、その所属の給与条例第十九条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百五以上百分の百七十以下 (特定幹部職員にあつては、百分の百三十一以上百分の二百十以下)</p> <p>二 勤務成績が優秀な職員 百分の九十三・五以上百分の百五未満 (特定幹部職員にあつては、百分の百十六・五以上百分の百三十一未満)</p> <p>三 勤務成績が良好な職員 百分の八十二(特定幹部職員にあつては、百分の百二)</p> <p>四 勤務成績が良好でない職員 百分の八十二未満(特定幹部職員にあ</p>

つては、百分の百十二未満)

2・3略

第十三条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 百分の四十五超(特定幹部職員にあつては、百分の五十五超)

二 勤務成績が良好な職員 百分の四十五(特定幹部職員にあつては、百分の五十五)

三 勤務成績が良好でない職員 百分の四十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十五未満)

2略

つては、百分の百二未満)

2・3略

第十三条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各任命権者が定めるものとする。

一 勤務成績が優秀な職員 百分の四十超(特定幹部職員にあつては百分の五十超)

二 勤務成績が良好な職員 百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)

三 勤務成績が良好でない職員 百分の四十未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十未満)

2略

期末手当及び勤勉手当の運用について 新旧対照表

新	旧
<p>23 各任命権者は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に、<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に、<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>23 各任命権者は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号に規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定幹部職員以外の職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当基礎額に、<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 特定幹部職員 各任命権者に所属する給与条例第19条の4第1項の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当基礎額に、<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>